

日社福士 2012-614
社養協発第 2012-61 号
2013 年 3 月 18 日

厚生労働省
厚生労働大臣 田村 憲久 殿

社団法人日本社会福祉士会
会長 山村 睦
社団法人日本社会福祉士養成校協会
会長 長谷川 匡俊

新たな生活困窮者対策に関する要望

貴職におかれましては、このたびの新たな生活困窮者支援体系の構築について、社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会の報告を踏まえ、その実行に向け、法整備等の準備を進められていることに敬意を表します。私たち福祉の相談援助における専門職団体においても、生活困窮者が適切な支援を受け、自立を実現し尊厳のある生活が送れるよう尽力してまいります。

つきましては、生活困窮者支援制度の推進に関して次の 2 点について要望いたします。

記

1. 生活困窮者支援制度が全国において安定かつ継続的に実施できるよう新法の整備と必要な財源の措置を講じていただきたいこと

新たな生活困窮者支援制度の構築には、一部の先進的な自治体が先駆的に取り組めば良いのではなく、第 2 のセーフティネットとして機能するために全国で安定かつ継続的に実施されることが必要である。そのためには第 1 のセーフティネットの保険制度や第 3 のセーフティネットの生活保護制度と同様に、法制度を図り、恒久的な財源措置を講じることが必要である。

2. 生活困窮者支援制度が確実に機能するために相談支援事業には社会福祉士を必置としていただきたいこと

新たな生活困窮者支援制度は、まず生活困窮者の相談に応じ適切なアセスメントが行われることが、その後の支援を適切かつ効果的に行うための要である。新たな相談支援事業は、求められる機能がソーシャルワークそのものであり、また「就労準備の支援」「中間的就労」「家計再建相談支援」等と連携をとることが重要である。社会福祉士は福祉に関する相談に応じ、さまざまな専門職や機関との連絡及び調整を行う国家資格である。相談支援事業に社会福祉士を配置することは相談支援事業の目的と合致するものであり、またそのことは人材の有効活用であると考える。

以上